

地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について

1. 背景

全国的に地域包括支援センターの人材確保が困難となっている状況に対処するため、社会保障審議会介護保険部会の意見や、令和5年の地方からの提案等に関する対応方針をもとに、介護保険法施行規則の一部改正が行われた。

2. 改正概要

現行の配置基準を存置しつつ、柔軟な職員配置を可能とする。

【現行の配置基準】

センターに置くべき、専ら包括的支援事業等に従事する常勤の職員の員数は、センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、3職種を常勤職員として、それぞれ配置する。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人

(1) 非常勤職員の常勤換算

常勤換算方法により配置基準を満たすことができる

※常勤換算方法：非常勤職員の勤務時間合計÷常勤職員の勤務時間＝常勤換算人数

<例>

常勤職員0人(欠員) + 非常勤職員0.6人(週3日勤務) + 非常勤勤務0.4人(週2日勤務)

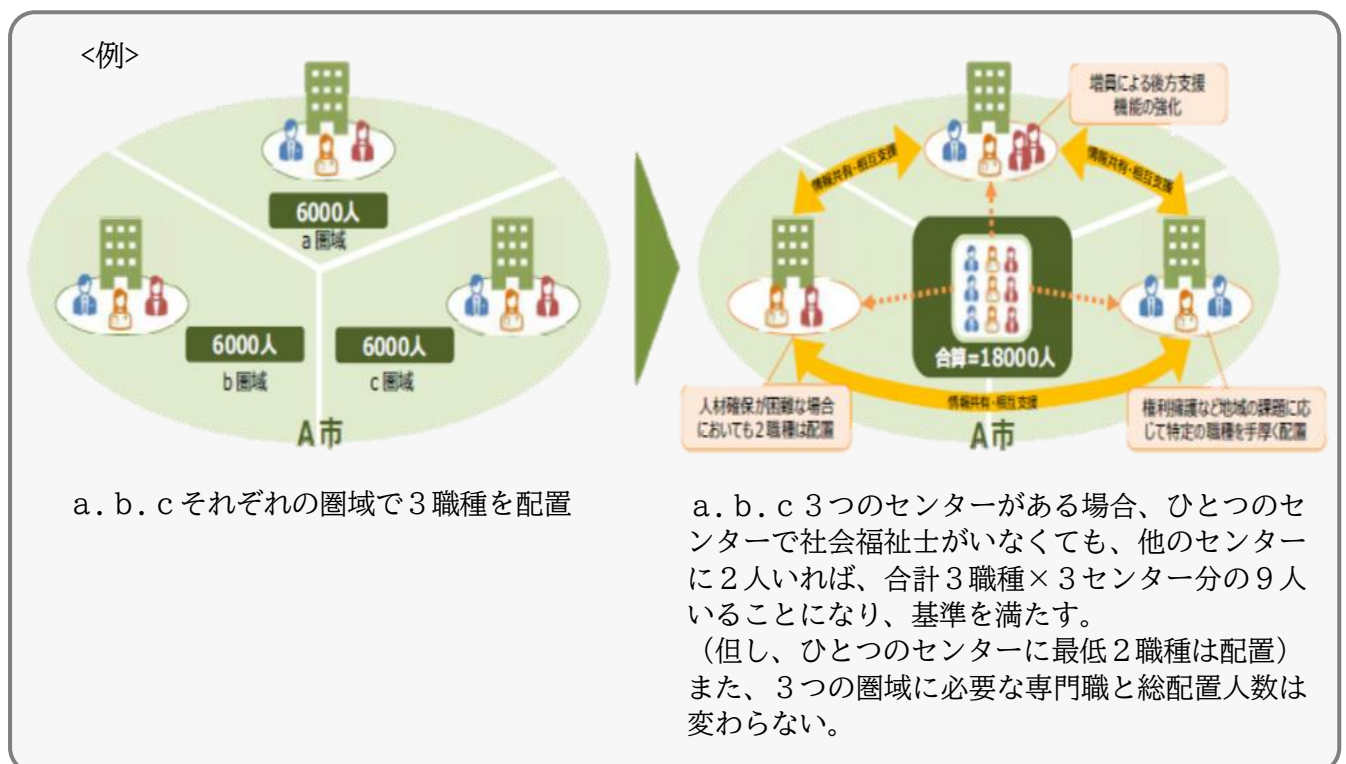


常勤職員1.0人(週5日勤務)に換算可能

(2) 複数拠点の合算による柔軟な職員配置

複数の地域包括支援センターを一区域として、当該複数のセンターに配置すべき3職種の常勤職員数の合計を配置することにより、それぞれのセンターの配置基準を満たすこととする。

なお、質の担保の観点から、それぞれのセンターには、3職種のうち2職種以上の常勤職員を配置する必要がある。



4. 対応方針

令和7年度中に介護保険法施行規則等の改正の内容に則って、条例の改正を行う。

※松江市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例